

福島県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定める
「くろまぐろ」について

(第 5 管 理 期 間)

平成 3 1 年 3 月 1 3 日 公 表

令和元年 9 月 3 0 日 一 部 改 正

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においてくろまぐろは、ひき釣り漁業等により本県海域を中心に漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。
- (2) このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- (3) 本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- (4) また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県の水産試験研究機関を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- (5) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について本県の知事管理量に関する事項

くろまぐろの漁獲可能量について、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（以下、「法」という。）第 3 条第 2 項第 6 号に基づき、農林水産大臣によって定められた本県の知事管理量は以下のとおりである。

くろまぐろ	管理の対象となる期間	知事管理量
体重 30 キログラム未満の小型魚（以下、「小型魚」という。）	第 5 管理期間 （平成 31（2019）年 4 月 1 日から 令和 2（2020）年 3 月 31 日まで）	1 3 . 3 トン
体重 30 キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）	第 5 管理期間 （平成 31（2019）年 4 月 1 日から 令和 2（2020）年 3 月 31 日まで）	1 . 0 トン

全国数量（我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量）を超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、農林水産大臣が当該採捕の数量とともに公表し、当該公表がされた場合で、かつ、上表の本県の知事管理量が消化されていなくとも、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別の数量に関する事項
採捕の種類別の割当量は次のとおりである。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	13.3トン	1.0トン

本県では、定置漁業は行われていないため、定置漁業の配分はなし。

なお、期間別の数量は次のとおりである。

採捕の期間	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	13.3トン	1.0トン
平成31（2019）年4月～令和元年6月	13.3トン	1.0トン
7月～9月	0トン	0トン
10月～12月	0トン	0トン
令和2（2020）年1月～3月	0トン	0トン

県は、採捕の数量が採捕の期間別の各数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

なお、期間別の数量について、消化状況に応じて、期間ごとに消化されなかった数量の一部を本県の留保とし、残りは翌期間へ繰り越すこととし、各期間の漁獲量が確定次第、繰り越す数量を含めた翌期間の数量を本県管内の漁業者等に通知し、知事管理量を超えないよう管理する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

県では、2に示した知事管理量及び3に示した期間別の数量を遵守するため、以下の管理措置を講ずるものとする。

（1）採捕の数量報告体制について

ア 消化状況に応じた報告

3に示した期間別の数量の消化状況に応じて、次のとおりの頻度で漁業協同組合等県内関係者へ当該採捕の報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

(ア) 通常時：月 1 回

(イ) 期間別の割当量がある期間で当該数量の 5 割を超えた場合：週 1 回

(ウ) 期間別の割当量がなく、前期間からの繰り越し数量が見込めない場合：採捕があつた当日中

イ 急激な採捕に係る報告

(ア) 漁業者が 1 日 1 隻当たり概ね 1 0 0 kg 以上のくろまぐろを採捕した場合は、所属する漁業協同組合を通じて、当日中に県水産事務所へ報告すること。

なお、漁業協同組合に所属していない漁業者については、直接県水産事務所へ報告すること。

(イ) 漁業協同組合は、市場ごとに 1 日当たり 5 0 0 kg 以上のくろまぐろの水揚げがあつた場合は、当該漁業協同組合が当日中に県水産事務所へ報告すること。

ウ 各漁業協同組合は、漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

エ 県は、各漁業協同組合及び漁業協同組合に所属していない漁業者と県間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む）を別に定めるものとする。

オ イの県への報告の対象となる採捕があつた際の漁業者が取り組む緊急の管理措置は、県の残存が判明するまでの間、当面、くろまぐろの目的操業の自粛、漁業協同組合の荷受けを自粛するものとする。

カ 漁業者からア及びイの数量報告があつた際は、県は、速やかに国に採捕の数量報告を行うものとする。

(2) 早期是正措置について

ア 県は法第 8 条第 2 項の規定に基づき、本県の採捕の数量が当該知事管理量を超えるおそれがあると認めるときは、本県の 2 又は 3 の数量の 7 割を超えた時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

イ また、全国の採捕の数量が全国数量の 7 割を超えた場合は、当該時点で農林水産大臣が当該採捕の数量を公表する。

この際、当該公表時点で本県のアの公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県のアの公表とするものとする。

ウ 県は採捕の数量を公表した後、すみやかに法第 9 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする以下の早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。

知事管理量又は採捕の期間別の数量の消化状況	管理措置
知事管理量又は採捕の期間別の数量の 7 割を超えるとき	注意報を発出し、操業時間短縮又は操業日数の抑制に努め、管理措置の実施を助言する。 また、関係漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

知事管理量又は採捕の期間別の数量の 8 割を超えるとき	警報を発出し、体重 1 キログラム未満の生存個体の放流及び操業時間短縮又は操業日数の抑制に取り組み、管理措置の実施を指導する。 また、関係漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
知事管理量の 9 割又は採捕の期間別の数量の 9 割 5 分を超えるとき	下記 5 (1) ア、イの措置を講ずる。 また、関係漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(3) その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

ア 個別割当てや協定の締結の検討について

県は、法第 11 条第 1 項に基づく採捕を行う者別の割当てによる採捕の制限や法第 13 条第 2 項に基づく協定の締結により管理がなされるよう検討する。

イ 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

(ア) 県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した際は、管内遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この際、県は国に対し当該指導内容を速やかに伝達するものとする。

(イ) 特にプレジャーボート等を利用した遊漁者組織の実態が必ずしも明らかでないことから、県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

(1) 採捕の停止命令について

ア 本県の採捕の数量が、2 の知事管理量の 9 割を超える時点で、法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

イ 本県の採捕の数量が、3 の採捕の期間別の数量の 9 割 5 分を超える時点で、法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

ウ 全国数量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、県は、法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

エ 法第 10 条第 2 項の規定に基づき採捕の停止命令をした際は、本県の地先水面での遊漁者及び遊漁船業者も命令対象とする。